

## 居宅介護支援重要事項説明書

### 1. 事業所の概要

#### (1) 事業所の名称等

事業者の名称	寿光苑指定居宅介護支援事業所
事業者の所在地	鹿児島県南九州市川辺町田部田4848-4
法人種別	医療法人
代表者名	菊野 竜一郎
電話番号	0993-56-3959
指定年月日及び指定番号	平成11年9月30日 第4672700020号

#### (2) 事業の目的と運営方針

##### (事業の目的)

介護保険法の理念に基づき、高齢者が自立した質の高い日常生活が送れるように、また老化に伴い介護が必要なものに対して、介護相談・介護計画等を支援することを目的とする。

##### (運営方針)

- ・被保険者が要介護状態等になった場合、可能な限りその居宅において、その者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して、必要な援助を行う。
- ・被保険者の選択により、心身の状況、そのおかれている環境に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと連携して、総合的かつ効率的に介護計画を提供するように努める。
- ・利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが、特定の事業者に不当に偏することのないように公正・中立に支援を行う。

##### 【別紙2】

#### (3) 職員の職種・員数及び業務内容

事業所の管理者	原口 直子
---------	-------

職種	常勤	兼務	業務内容
管理者 (介護支援専門員兼務)	1名		事業所の職員・業務の管理 居宅サービス計画の作成
介護支援専門員	4名		居宅サービス計画の作成

(4) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日（但し、12月30日から1月3日までを除く）
営業時間	8：30～17：30 但し、利用者の状況等緊急を要する場合は、時間を超えて営業します。

(5) 営業時間外の対応

(4)の営業時間外においても、電話による介護支援専門員との連絡体制を24時間体制で確保しております。

2. 提供するサービス

(1) 当事業所が、あなたに提供するサービス内容は以下のとおりです。

○居宅サービス計画の作成

サービス計画の手順は次のとおりです。

- ① ご自宅を訪問し、あなたやご家族からお話を伺います。
- ② あなたの了解を得て、主治医の先生に意見をお尋ねすることがあります。
- ③ 介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ④ サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し了解を得ます。要介護状態の軽減・悪化の防止又は要介護状態の予防の為、利用者の希望・選択を基に指定居宅サービス事業者と連携して、利用者及び家族の意思を尊重し、総合的・効果的な介護計画を立て、被保険者の承認を得てサービス提供の手続きをします。但し、訪問介護を利用する場合、訪問回数が多いケアプランについては市町村に届け出る必要があります。

○情報の提供

ご自宅を訪問あるいは電話で、必要な指定居宅サービス事業者等介護保険に関する適正な情報や、その他の情報を提供します。

○要介護認定の申請・変更の代行

介護認定有効期限満了日の30日前までに更新申請の必要な支援を行います。

ご自宅を訪問して、必要事項を記入し、役場窓口に提出します。

○関連事業所等の連絡調整

必要な事項について、各事業者等と適切なサービス提供のため連絡及び調整をします。

○給付管理票の作成・提出

毎月、給付管理票を国民健康保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。

(2) このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切なサービスを提供します。

(3) サービス提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。

もし分からないことがあったら、いつでも担当職員に遠慮なくご質問下さい。

### 3. 計画書等の交付

居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類が必要な場合は、いつでも交付しますのでお申し出下さい。

### 4. 担当職員の変更

あなたはいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。  
その場合、変更を拒む正当な理由のない限り、変更の申し出に応じます。  
当事業者は、担当の職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、事前にあなたの了承を得て、担当の職員を変更することがあります。

### 5. 利用料金

このサービスの利用料及びその他の費用は以下のとおりです。

#### (1) 利用料

要介護を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されます。  
保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて【別紙1】の料金をお支払いいただき、当事業所から指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。この指定居宅介護支援提供証明書を後日あなたの居住する市町村の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

### 6. 事業の実施地域

実施地域	南九州市 ・ 南さつま市
------	--------------

### 7. 苦情等申立先

事業者	窓口担当者	原口直子
	ご利用時間	8:30~17:30
	ご利用方法	電話：56-3959 面接（当事業所へ御連絡ください）
居住する行政窓口	南九州市役所 長寿介護課	(電話) 56-1111
	南九州市役所知覧支所 福祉課	(電話) 83-2511
	南九州市役所穎娃支所 福祉係	(電話) (0993) 36-1111
	南さつま市役所市民福祉部 介護保険担当課	(電話) 53-2111
県窓口	鹿児島県国民健康保険団体連合会	(電話) (099) 213-5122

## 8. 秘密保持

事業者、介護支援専門員または従業者は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由無く第三者に漏洩しません。

## 9. 事故発生について

事業者がサービス提供時に事故が発生した場合、以下のとおりに対応いたします。

### サービス提供時に事故発生

・事業所に連絡するとともに、利用者の主治医又は医療関係への連絡を行い、医師の指示に従います。

### 事業所から市町村(保険者)へ電話による報告

- ・第一報は可能な限り早急に行う。
- ・事故発生時の経過については適宜連絡行う。
- ・必要に応じ関係機関へ遅延なく連絡行う。

### 事業所から市町村(保険者)への文書による報告

- ・事故発生時の処理等が済み次第、文書による報告を行う。
- ・事故発生予防検討会等への市町村の参加・協力。

### 市町村から県又は国民健康保険団体連合会への報告

- ・重大な事故の場合、速やかに県又は国民健康保険団体連合会へ報告を行う。